

## 文部科学省における環境教育・環境学習への取組（自然再生推進法対応）

### 1. 現状課題 ～（自然再生協議会構成員からの意見から）

#### ○地域における持続的な環境学習に対する文部科学省の取組への期待

自然環境学習について、これに参加した子どもたちは自然再生に興味を示すが、担当教員の異動等により取組が中断されることもある。このため、学校と合わせて地域における取組とすることで、持続可能なものとしていくことが必要である。また、これに関する文部科学省の取組に期待したい。

### 2. 文部科学省における環境教育に係る取組など

#### ○ 今日の環境問題を解決するためには、我々一人一人が環境と人間との関わりや自然など環境の価値についての認識を深めるとともに、環境問題を引き起こしている社会経済等の仕組みを理解し、環境に配慮した仕組みに社会を変革していく努力を行うことが必要。

文部科学省では、環境教育や環境学習の機会を充実し、環境に対する豊かな感受性と熱意、見識を持つ「人づくり」に取り組んでいる。

#### (1) 教育基本法及び学校教育法等における位置づけ

教育基本法及び学校教育法が改正され、「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。」が教育の目標として明記された。

<参考> 法第2条（教育の目標）

第4項 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

#### (2) 環境教育推進に関する具体的取組

##### ○学校教育における環境教育の推進

・環境問題は、人類の将来の生存と繁栄にとって重要な課題であり、児童生徒が環境についての理解を深め、責任をもって環境を守るための行動がとれるようにすることは重要である。

・小・中・高等学校を通じ、社会科、理科、家庭科などの教科や道徳、特別活動における環境に関わる内容の充実を図るとともに、「総合的な学習の時間」において、環境問題について、教科の枠を超えた横断的な学習を展開できるようにしている。

##### ○その他の取組

・学校だけでなく博物館等の社会教育施設等における環境教育の充実・展開、自然体験活動の推進等により、家庭・学校・地域等における生涯にわたる質の高い環境教育  
・学習の機会の多様化を図っている。

## 《関連施策》

### ○環境教育推進グリーンプラン

環境省との連携・協力により、環境教育・環境学習指導者養成講座を実施するとともに、新しい環境教育の在り方に関する調査研究や全国的な実践発表大会の開催など環境教育の優れた実践の促進・普及を引き続き実施。

### ○豊かな体験活動推進事業

子どもたちの社会性や豊かな人間性を育むため、農山漁村での宿泊体験活動をはじめとして、自然の中での長期宿泊活動や社会奉仕体験、命の大切さを学ばせる体験活動など他校のモデルとなる様々な体験活動を実施し、その成果を全国に普及させることにより、小・中・高等学校における豊かな体験活動を推進する。

### ○青少年体験活動総合プラン

次代を担う自立した青少年の育成を図るため、小学校における長期自然体験活動の指導者養成等必要な支援に取り組むとともに、幼少期の自然体験など青少年の発達段階に応じた自然体験や、省庁連携による地域ネットワーク型の体験活動など体験活動の機会や場を開拓する取組を推進する。

### ○環境を考慮した学校施設（エコスクール）パイロット・モデル事業

環境を考慮した学校施設（エコスクール）を普及・啓発するため、文部科学省では、農林水産省、経済産業省及び環境省と協力して、パイロット・モデル事業を実施している。

具体的には、内装の木質化については農林水産省と、太陽光発電設備については経済産業省と、学校エコ改修については環境省とそれぞれ協力しつつ、環境を考慮した学校施設の整備に対し国庫補助を行い、その整備促進に努めている。

### ○屋外教育環境施設の整備

子ども達の最も身近にある学校の屋外空間を様々な体験活動の場として活用し、たくましく心豊かな子ども達を育成するため、校庭の芝生化や学校ビオトープなどの屋外教育環境の一体的な整備への支援を行っている。

○私立学校エコスクール整備推進モデル事業

私立学校（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）においても、公立学校に準じて私立学校が行う学校施設における環境へ配慮した施設づくりと環境教育のための施設整備に対する補助を行っている。

具体的には、太陽光発電、校舎内外の緑化、雨水・排水の再利用など環境に配慮した校舎施設の改造工事に対する補助を行っている。

○子どもゆめ基金

独立行政法人に設置されている「子どもゆめ基金」により、民間団体が実施する様々な子どもの体験活動等への支援を行う。

○国立青少年教育施設における指導者要請及び自然体験活動等の機会と場の提供

独立行政法人国立青少年教育振興機構の国立オリンピック記念青少年総合センター、国立青少年交流の家（13施設）、国立青少年自然の家（14施設）では、青少年の自然体験活動を支援する指導者の養成を行うとともに、立地条件や各施設の特色を生かした自然体験活動等の機会と場を提供している。